

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場  
合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基  
礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他營業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)

との合算額

ハ 營業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試  
算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであるこ  
と。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うことと  
されていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つ  
ことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案  
して設定されたものであること。

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

第十七条の四 水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十  
年以上の期間(次項において「算定期間」という。)を定めて、その事業に係る長期的な収支を  
試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食  
その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造(当該状況に  
より必要となる水道施設の更新に係るものに限る。)の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害  
その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見  
通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努め  
なければならない。

## 5-4 県内の他市町・水道企業団との料金比較表

家庭用1か月当たり10m<sup>3</sup>(口径13mm)の料金

(消費税込 単位:円)

(令和5年3月31日現在)

1	本庄市	748	28	春日部市	1,199
2	川島町	756	29	幸手市	1,210
3	三郷市	770	30	飯能市	1,210
4	和光市	785	30	日高市	1,210
5	草加市	825	30	深谷市	1,210
5	東松山市	825	30	毛呂山町	1,251
7	戸田市	869	34	上里町※	1,254
8	滑川町	880	35	美里町※	1,280
9	所沢市	924	36	寄居町	1,281
10	嵐山町	962	37	志木市	1,309
10	三芳町	962	38	熊谷市	1,320
12	鳩山町	968	38	神川町	1,320
13	川越市	990	38	上尾市	1,320
13	狭山市	990	38	伊奈町	1,320
13	富士見市	990	42	蓮田市 ※	1,336
13	蕨市	990	43	桶川北本水道企業団 ※	1,353
17	ふじみ野市	998	44	さいたま市	1,364
18	越谷・松伏水道企業団	1,045	45	杉戸町	1,375
18	吉川市	1,045	46	鴻巣市	1,408
18	吉見町	1,045	47	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	1,430
21	入間市	1,100	48	白岡市	1,463
21	羽生市	1,100	48	宮代町	1,463
21	八潮市	1,100	50	行田市	1,474
24	川口市	1,111	51	加須市	1,540
25	朝霞市	1,155	52	久喜市	1,661
26	新座市	1,155	53	越生町	1,705
26	小川町 ※	1,166	54	秩父広域市町村圏組合	1,848
			55	ときがわ町	1,947

※ メーター使用料を含む

県内平均	1,188
------	-------

### 水道料金調定表（口径別）

作成日時： 令和5年 8月21日 13:24:57  
( 1 / 1 ページ )

調定月：令和4年 4月から令和5年 3月まで      調定日：      事務所：全て      地区：全て  
 上簡区分：全て      給水区：全て      調定回数：全て      検針サイクル：全て      調定区分：全て

口径	調定件数		使用量		料金				料金内訳		
	件数	構成比	使用量	構成比	料金	消費税	合計	構成比	基本料金	超過料金	消費税
13mm	136,610	73.2	4,923,582	50.5	400,429,030	40,018,200	440,447,230	37.2	116,710,750	283,718,280	40,018,200
20mm	42,825	23.0	1,911,159	19.6	174,339,500	17,425,152	191,764,652	16.2	48,376,570	125,962,930	17,425,152
25mm	4,090	2.2	594,093	6.1	85,413,220	8,540,815	93,954,035	7.9	5,354,810	80,058,410	8,540,815
30mm	160	0.1	14,568	0.1	2,072,435	207,224	2,279,659	0.2	376,320	1,696,115	207,224
40mm	1,627	0.9	513,889	5.3	84,580,220	8,457,912	93,038,132	7.9	9,076,300	75,503,920	8,457,912
50mm	713	0.4	524,942	5.4	89,351,485	8,935,112	98,286,597	8.3	6,974,340	82,377,145	8,935,112
75mm	455	0.2	702,941	7.2	131,492,120	13,149,204	144,641,324	12.2	5,129,380	126,362,740	13,149,204
100mm	60	0.0	114,061	1.2	21,812,590	2,181,259	23,993,849	2.0	675,000	21,137,590	2,181,259
150mm	36	0.0	459,503	4.7	87,660,170	8,766,017	96,426,187	8.1	675,000	86,985,170	8,766,017
総合計	186,576		9,758,738		1,077,150,770	107,680,895	1,184,831,665		193,348,470	883,802,300	107,680,895

※端数処理(四捨五入)のため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

### 水道料金調定表（使用量段階別）

作成日時： 令和5年 8月30日 10:38:22  
( 1 / 1 ページ )

調定月：令和5年 8月                      調定日：令和5年 8月 1日から令和5年 8月17日まで                      事務所：全て                      地区：全て  
上簡区分：全て                      給水区：全て                      調定回数：全て                      検針サイクル：全て                      調定区分：定期検針

使用量段階	調定件数		使用量		料金							
	件数	構成比	使用量	構成比	料金	消費税	メーター使用料	メーター税	開閉手数料	督促手数料	合計	構成比
10以下	4,779	20.7	21,091	2.1	6,891,150	689,115	0	0	0	0	7,580,265	5.6
11-30	7,589	32.9	151,952	15.4	13,431,835	1,342,258	0	0	0	0	14,774,093	11.0
31-50	6,004	26.0	238,226	24.1	21,854,025	2,183,910	0	0	0	0	24,037,935	17.9
51-100	4,037	17.5	265,388	26.9	26,705,930	2,669,550	0	0	0	0	29,375,480	21.9
101-200	412	1.8	52,843	5.4	6,619,365	661,936	0	0	0	0	7,281,301	5.4
201以上	245	1.1	257,010	26.1	46,537,615	4,653,760	0	0	0	0	51,191,375	38.1
総合計	23,066		986,510		122,039,920	12,200,529	0	0	0	0	134,240,449	

※端数処理(四捨五入)のため、構成比の合計が100%とならない場合があります。